都道府県 指定都市 中 核 市

障害保健福祉主管課(部) 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

高額介護(予防)サービス費の見直しに係る高額障害福祉サービス等給付費 との適用関係について

日頃より、障害保健福祉行政の適正な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。 平成29年8月1日より、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく高額介護(予防) サービス費の見直しが行われ、新たに、自己負担額の年間(前年の8月1日から7月31日 までの間)の合計額に対して負担上限額が設定されます。

高額障害福祉サービス等給付費については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第7条の他の法令による給付又は事業との調整規定に基づき、介護保険法の規定による高額介護(予防)サービス費が優先されることとなります。このため、新たに設定される年間の自己負担額の上限額を超えることにより支給される高額介護(予防)サービス費についても、高額障害福祉サービス等給付費に優先されることとなり、両方の給付費が支給される場合には、両者の併給調整が必要となることについて、ご留意いただきますようお願いいたします。

なお、年間の自己負担額の上限の適用に係る高額介護 (予防) サービス費と高額障害福祉サービス等給付費との併給調整の具体的な方法については、別途周知する予定であることを申し添えます。

各都道府県におかれましては、この旨を管内市町村に周知いただくようお願いいたします。